

資料

フランスの労働組合規約に関する資料集 (2)

大和田 敏太

＜目次＞

第Ⅰ部 六大労働組合中央組織の規約

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 基本理念・目的・構成 | (以上第28号) |
| 2. 加盟・脱退 | (以上本号) |
| 3. 組織原理・内部組織 | |
| 4. 団結活動 | |
| 5. 組合費・財政 | |
| 6. 内部紛争処理・統制 | |
| 7. 規約修正・解散 | |

(注記)

① 各規約条文の分類にあたっては、各組織の規約・内部運営規則全体を対象とするが、紙幅の制約上、相当の条項を割愛せざるをえない。

各規約条文は、条項単位で分類するが、例外的に、複数の項目に関連する重要な条項については、(その全体あるいは一部分を)重複して掲載することもある。

各規約条文の訳出・編纂にあたっては、本資料集の目的に照らし、相互の規約の比較対照を容易にするため、原文に忠実たることを旨としつつも、訳語の便宜的な統一、訳文の簡素化を適宜行う。

② 「1. <基本理念・目的・構成>」(第28号掲載)において、組織原理・内部組織・機関に関わる一部の条項を収録したが、本号以降では、「3. <組織原理・内部組織>」の項目で、未収録の関連する条項を分類する。

「<組合員の権利・義務>」に関する問題については、第Ⅱ部で扱う。

③ 本資料集(1)の83頁の説明文中、CFTC規約の最新の修正年度は、1981年に訂正する。

④ CGCは、1987年の第27回大会で、規約を修正したが、必要に応じて、修正部分を参照する。「前文」部分の修正は、適当な機会に紹介する。

第Ⅰ部 六大労働組合中央組織の規約

1. <基本理念・目的>（追加）

① CGT

第5条

大会は、CGTの最高機関である。大会は、総同盟の活動方針を民主的に採択する。各労働組合は、組合民主主義によって、賃労働者の利益および組合組織の運営に関するあらゆる問題について、その見解を自由に表明することが保障される。

第12条

総同盟事務局（ビュウロー）委員は、たとえ無報酬の職務であっても、政治的選挙に立候補することはできない。立候補の場合には、総同盟事務局を辞任するものとみなされる。

総同盟事務局委員に立候補するものは、連続3年間、組合組織に所属していなければならぬ。

第18条

全国連盟は、完全な活動の自由、全面的な自治を享し、有益と判断されるいっさいの活動を決定する。

全国連盟は、その決定を総同盟指導部に通知することとし、総同盟指導部が、その見解を示し、場合によっては組合運動全体の支持と連帯を組織することができるようになる。

第20条

県連合のその県内における全般的活動に関する決定は、総同盟の方針の枠内で、大会において採択される。県連合は、運営面および財政面での広範な自治を有する。県連合の規約は、CGT規約に反する規定をいっさい含むことはできない。

第24条

総同盟の活動は、総同盟大会、総同盟全国委員会および執行委員会の諸決定にしたがって、労働者の当面する目標および終局の目標のために、労働者の擁護、統一および組織にかかるわる、経済的、社会的、政治的問題の解決を促進することを目的とする。

総同盟の活動は、以下のような取り組みを通じて、国内および国際規模でくりひろげられる。

- ・あらゆる分野における労働者の行動の組織化、支援、調整を行い、特に労働者の要求を実現させること
- ・労働者の利益、労働者の自由や民主的自由の問題、平和の問題にかかわるあらゆる国内的および国際的機構にたいして、CGTの代表をおくり、行動すること
- ・労働組合員、労働組合の責任者、および労働者大衆の教育活動を発展させ、体系化させること
- ・あらゆる形態での宣伝活動
- ・あらゆる階層の労働者の間での活動と率先

第27条

要求の作成および行動の決定にあたっては、組合民主主義が貫かれる。この作成や決定に際しては、すべての関係する労働者への情報提供や協議をつくし、最も広範な統一の条件がもたらされるようにする。

第32条

CGTおよびその正規の機関の基本原則と対立している団体に加盟する組織は、CGTから排除される。

脱退した県連合あるいは連盟を再建するために、総同盟全国委員会は、総同盟の組織として残留することを希望する労働組合の大会を招集する。

② CFDT

第10条

同盟の規約上の機関の正常な運営は、同盟に加盟する諸組織の機関の正常な運営とともに、組合民主主義にとって不可欠の条件である。

組合民主主義は、実効的であるためには、相互の情報、協議のための努力を必要とするのであって、それは、規約条項の順守だけでなく、全体の努力からもたらされる。

諸機関は、かかる目的を達成するにふさわしい措置をとらなければならない。

③ FO

第10条

総同盟事務局および執行委員会の委員は、政治的職務に立候補することはできず、政党、政治団体あるいは政治集団の指導機構に所属することもできない。かかる制限は、そのものが所属する組合組織によって明示的に委任されあるいは承認されていないかぎり、どのような企業であろうと、その取締役会への参加にも及ぶ。

政治的職務への立候補は、たとえ無報酬の職務であっても、「その事実によって ipso facto」、総同盟事務局および執行委員会からの辞任をもたらす。

第20条

全国連盟は、本規約の枠内で、全面的な運営上の自治を有する。

全国連盟自身が、連盟組合費額を定める。

第21条

連盟は、労働総同盟<FO>の内部で、完全な独立性を有する。連盟は、労働総同盟<FO>の許可を必要とすることなく、有益と判断される産業にかかわるいっさいの活動を決定することができる。しかし、連盟は、部分のあるいは全般的な運動の組織化に際して、総同盟事務局がその見解を示し、また執行委員会とともに組合運動全体の支持と連帯を組織できるようにするために、事務局にその方針を連絡する。

第23条

県連合にたいしては、全国連盟にたいすると同様に、最大に広範な運営上の自治が与えられる。県連合自身が、連合組合費額を定める。その規約およびその大会の諸決定は、すべての加盟労働組合によって適用されなければならない。それは、総同盟規約に反する規定を含むことはできない。

第35条

総同盟の正規の機関と対立して運営されている団体に加盟する組織は、労働総同盟<FO>から排除される。

総同盟の決定なしに、総同盟の外部の団体に加盟することは、連盟、連合体および労働組合にとって禁止される。

労働組合、連盟あるいは総同盟の正規の機関の刊行物以外のいっさいの組合出版物を配布することも同様に禁止される。

第46条

諸組織間のいっさいの紛争を避けるために、宣伝集会にせよ、県連合、県際連合あるいは連盟の大会にせよ、連盟あるいは関係連合体から提出されているものではない演説者の要請には応えられない。

(④) CFTC

(内規) 第1条

大会は、同盟組織に加盟する労働組合により正規に指名された、責任ある立場の代表者の会議であるが、これら代表者は、労働組合あるいは同盟組織の指導者であることが望まれる。

同盟大会への真正な代表派遣が、労働組合にとって、絶対的性格の倫理的義務と考えられなければならない。

(内規) 第15条 称号の使用

CFTCの指導者は、専従者であると否とを問わず、その職務の遂行においてしかその称号（肩書）を使用してはならない。

(内規) 第26条

県連合は、労働組合および職業連合体の自治を尊重しなければならない。

県連合の規約は、同盟の標準規約を参考に、作成される。県連合は、その結成および規約の届出前に、同盟評議会の承認に服す。

いかなる県連合も、同盟評議会によって定められる要件にしたがって、十分な労働組合員数を加盟させていなければ、確定的に承認されない。

反対（不承認）の場合には、その県の労働組合は、同盟評議会によって指示される条件により、一時的に、県際連合に加えられることができる。

(内規) 第27条 地区連合

地区連合の規約は、同盟の標準規約を参考に、作成される。

地区連合は、その結成および規約の届出前に、関係県連合の同意の後、同盟評議会の承認に服す。

地区連合は、加盟労働組合に固有に関連するすべての問題について、労働組合の自治を尊重し、その評議会から与えられる明示的な委任が存する場合にしか、その問題に関してその名前で行動してはならない。

労働組合は、その地区連合に、その事務局の構成、総会の議事録および刊行物の原本を届けなければならない。

（内規）第29条 垂直的職業組職

労働組合組織において、県あるいは地区という地理的基礎組織は、県際、地方あるいは全国段階で、組合員を結集させる垂直的組織よりも、原則として、優先されなければならない。

ただし、職業を考慮して、垂直的組織が、最も適切と思われる場合には、規約第4条および5条に言及されているように、県連合および地区連合の活動に参加する基礎組織たる支部の結成が追求されなければならない。

⑤ CGC

第8条

本規約第4条、6条および7条に定められている諸組織は、以下の義務を負う。

——同盟諸機関の決定および立場を順守し、そして実行すること、およびこれらの問題に関する外部批判を慎むこと

——したがって、同盟の教義や公式の立場に反するいかなる公的な立場もとらないこと

——同盟にその出版物を送付すること

同盟の加盟諸組織は、さらに以下の義務を負う。

——各責任者名および県毎の分布状況を明らかにした加盟団体名簿を、同盟に送付すること。この目的からかつ地理的連合体の正常な運営を可能とするために、加盟諸組織は、その加盟団体原簿の専属的所有権を有するのだが、その最新の加盟団体名簿の複本を、毎年4月1日までに、同盟にその費用で送付する。なお、地理的連合体は、この名簿をその他の目的には利用しない義務を負う。この名簿送付が行われないならば、地理的連合体の諸機関内の議決権は、本条項に合致した取扱がなされるまで、自動的に、停止される。

——本規約第5節に定められている財政規則を順守すること

——組合費納入者数に関して、県毎のその分布状況を知らせること。このことがなされないときには、上記第1項に定められたものと同一の制裁が適用される。

第10条

同盟は、第2条に規定された諸問題全般について権限を有する。

同盟は、職際的な協約および協定を交渉し、締結する。

第11条

同盟の教義の枠内において、同盟に加盟する連盟および労働組合は、その職業上の範囲内で、その所属する組合員の物質的および精神的利益の研究および擁護を目的とする。

これらの団体は、特に、その業種分野に関連する協約および協定を交渉し、締結しなければならない。

特定の業種分野について、種々の職種の質労働者の連盟および労働組合が同盟に加盟している場合には、これらの団体は、その組合員に関連する協約、議定書および協定を交渉し、締結するためには、必ず協議しなければならない。

これらの団体は、公権力にたいして、ならびに、公的なあるいは私的な諸機構にたいして、職業的次元で、その所属する組合員を代表する。

第6節 同盟の規律

第63条

第16条および36条にしたがって、加盟組織および構成組織の代表の同盟諸機関への参加は、当事者による、組合費納入日付のある組合員証の所持および提示という条件に服する。この一般原則は、出席あるいは代理を問わず、適用されなければならない。

その結果、傍聴の際に提出される委任状はすべて、当該年度の組合費納入日付のある組合員証の、当該組織の議長による原本一致証明のある複写を必ず伴わなければならない。

第64条

同盟の外部における、個人的なかつ組合活動とは無関係な意見の表明は、同盟に加盟するものにとって、決してとがめられることはないが、同盟あるいはその諸組織への所属に起因する称号、資格あるいは責任の、組合以外の目的のための利用は、認められない。その結果、同盟の責任部署にあるものは、慎重義務を有する。

規約上の諸機関の内部で正規に採択された諸決定は、いかなる場合においても、同盟

およびその諸組織の外部において、口頭によるものであれ、文書によるものであれ、疑問の余地を挿まれてはならない。

加盟組織の組合員が、上記の条項に故意に違反したる時には、その審理が、審査委員会に付託される。審査委員会は、当該者にたいして、以下の制裁を宣告することができる。

—警 告

—戒 告

—全国、地方、県あるいは地域段階での同盟の委任の撤回

第65条

以下の名称、標章および略字、もしくはこれら名称、標章および略字の一部あるいは新たな組合せは、同盟の排他的所有権に属する。

—Confédération Générale des Cadres

—Confédération Française de l'Encadrement-CGC

—C.G.C.

—C.F.E.-CGC

執行委員会だけが、営利あるいは商業的目的からのこれらの使用を、例外的に、許可することができる。

この許可がなければ、加盟組織あるいは構成組織による、また、その所属組合員あるいは構成員による、営利あるいは商業的目的からのいっさいのその使用は、本規約に反するものであり、審査委員会の管轄に属することになる。

審査委員会は、執行委員会からの訴えを受け、第64条に規定された制裁を、同条で定められた手続きにしたがって、宣告することができる。例外的に、金銭的な制裁を宣告することもできる。

審査委員会による審理は、立法によって定められた民事および刑事上の訴訟の遂行の妨げとはならない。

⑥ FEN

第6条

連盟全国評議会は、全国組合により指名された代表者、および大会での投票に際して方針動議を提出した組合内諸潮流の推薦にもとづき選出される委員から構成される。委

員数の配分は、比例配分方式にしたがって、その投票結果に按分比例してなされる。

第8条

連盟全国事務局は、大会での投票に際して、方針動議を提出した組合内諸潮流の推薦にもとづき選出される委員から構成される。委員数の配分は、比例配分方式にしたがって、その投票結果に按分比例してなされる。

第13条

いかなるものも、連盟全国評議会、連盟全国事務局あるいは執行委員会の委員たる資格を、連盟の諸活動以外において、利用することはできない。

労働組合の役職と政治的職務との兼任は、内部運営規則により定められる条件のもとで、禁止される。

(内規) 第2条

全国教員組合に加盟する労働組合は、労働組合運動をめぐる現状においては、いかなる全国的労働組合中央組織に直接的にあるいは間接的にも加盟しないという意味において、自主的である。

(内規) 第3条

規約第3条に規定されている、全国組合の組織対象範囲に関する特別の内部運営規則は、本内部運営規則に添付される。

連盟全国評議会、連盟全国事務局および連盟全国執行委員会は、全国組合間の共闘を、それが可能となるたびごとに、奨励するが、その共闘は、関係全国組合間の自由な合意からのみ生まれることができる。

(内規) 第15条

理論諸潮流の資格から選出されている（連盟全国評議会）正委員の死亡あるいは辞職の場合には、その補充者は、当該理論諸潮流によって、提出されている名簿にもとづき、あるいは代理委員の中から、選ばれる。この変更は、連盟全国評議会の承認を受ける。

ただし、例外的事情によって、ある理論潮流が、前項に規定された態様にしたがって、その補充者を送り出すことは不可能であると判断する場合には、連盟全国評議会は、以後の大会の追認を条件として、その理論潮流の提案について可否を決することができる。

(内規) 第30条

連盟全国評議会への候補者はすべて、その所属する全国組合の被選舉資格に関する規

約上の規定に合致していかなければならない。さらに、規約第13条の適用により、同候補者は、県段階あるいはより高い段階で遂行される選挙による役職あるいは政治的職務を保持することはできない。

(内規) 第39条

連盟全国執行委員会は、定期的に、広報を発行する。連盟全国大会の議事録は、そこに添付されるが、可能な限り、各理論潮流の代表者が検討を求められた後、発行される。

年に少なくとも1度、FENの規約上の諸機関に代表を送っている理論諸潮流を招いた討論会が、連盟全国事務局によって選ばれるテーマについて、組織される。

2. <加盟・脱退>

① CGT

第18条

総同盟の大会によって定められる規則、大会の諸決議および本規約にしたがって設立される全国連盟だけが、労働総同盟への加盟を認められることができる。

第30条

本規約第4条に定められた要件を満たす組織だけが、総同盟の組織として認められ、総同盟の標章を使用する権利を有する。

第31条

毎年2月1日までに、組合員証および組合員証紙の注文をなさない連盟はすべて、通知状にたいして回答をなさず、かつ総同盟全国委員会による決定がなされた後、脱退したものとみなされる。

第32条

CGTおよびその正規の機関の基本原則と対立している団体に加盟する組織は、CGTから排除される。

脱退した県連合あるいは連盟を再建するために、総同盟全国委員会は、総同盟の組織として残留することを希望する労働組合の大会を招集する。

② CFDT

第4条 労働組合

本規約なかんずく諸原則の宣言を認める労働組合はすべて、同盟に所属することができる。

第7条 労働組合の加盟

CFDTへの加盟を希望する労働組合は、全国事務局の定めた様式にしたがって、申込をする。

この申込は、関連する連盟および職際的連合に、その見解を求めるためにふされる。

加盟承認は、全国事務局によってなされる。

関係する組織からの訴えがある場合には、全国事務局の決定は、全国評議会にふされる。

第9条 労働組合の脱退および除名

労働組合は、その総会あるいは大会の決定にもとづき、同盟を脱退することができる。ただし、その決定の通知日までに、同盟およびその加入している連合体にたいして、財政状態を清算するという条件を満たしていなければならない。

全国事務局は、本規約にたいする重大な違反がある場合には、労働組合の除名を決定することができる。

全国事務局による除名決定は、関係組織からの訴えがあれば、全国評議会にふされる。

脱退するあるいは除名された労働組合は、納付された組合費にたいするいっさいの権利、さらに、同盟、付属機構および労働組合連合体の資産にたいするいっさいの権利を失う。

第23条

同盟組合費の支払遅滞は、以下の処置をもたらしうる。

——6ヶ月後、同盟からの文書類・情報の送付停止

——1年後、当該労働組合の除名

(内規) 第9条 労働組合の加盟

CFDTへの加盟を希望する労働組合は、全国事務局に、その申込をしなければならない。

その際に、以下のものを含む書類を作成しなければならない。

——当該労働組合が、同盟、連盟および地方あるいは県連合の規約および内部運営規則を了知しており、それに服することを誓約する旨の記述を含む加盟申込書

——同盟、連盟および地方あるいは県連合のために、規約および内部運営規則を1部づつ

——評議会委員名簿

——組合員数および組合費率

加盟申込は、連盟および地方連合の見解にふされる。加盟は、全国事務局によって、確認される。

全国的労働組合の創設は、組織委員会の事前の見解にふされる。

(内規) 第10条 労働組合の除名

労働組合による同盟組合費の支払遅滞が、6ヶ月に及ぶ場合に、15日の期間内に未払金を清算することを求める催告に何らの回答もないならば、文書類および情報の送付が停止されることがある。この停止措置は、連盟および地方あるいは県連合に連絡される。

支払遅滞が、1年に及ぶ場合には、その労働組合は、除名処分を受けることを通知される。2回目の通知にたいして何らの回答もない場合には、除名処分は、自動的になされる。

催告に回答するものの、債務を履行しない労働組合の処置は、全国事務局によって検討される。

他の理由によって除名手続きの対象とされている労働組合は、その決定以前に、事実関係について弁明を述べるように求められる。

全国事務局の決定は、当事者組織の訴えにより、全国評議会にふされることがある。

(内規) 第34条 組合費

組合費の支払を全面的あるいは部分的に保留する労働組合はすべて、組合費の支払の保留が6ヶ月続ければ、同盟から自動的に停止措置を受ける。

同盟の催告にもかかわらず、解決策が見いだされない場合には、全国事務局が、その労働組合の除名について見解を示すことが求められる。

③ FO

第4条

いかなる労働組合も、全国連盟および県連合に加盟していなければ、労働総同盟<FO>としての権利を主張することができない。したがって、各連盟もしくは県連合あるいは県際連合は、それぞれの労働組合に、その組合費の包括的な納入を要求するこ

とができる。——総同盟規約第15条および39条に定められた総同盟委員会が、連盟あるいは連合にたいして組合費の正規の納入がなされない場合に、いっさいの争いについて、當時、訴えを受けることができ、そして必要な措置あるいは制裁を決定することができる。——連盟あるいは連合は、この二重の義務を果していない労働組合を、その内部に、受け入れあるいは維持することはできない。

第14条 組織対象確定委員会

連盟の加盟範囲に関する争いを解決するために、執行委員会は、その内部に、8名の委員からなる組織対象確定委員会を指名する。その招集は、執行委員会が決定する。

組織対象確定委員会の結論について、問題となっている当事者から異議が出される場合には、その争いは、紛争処理委員会に係属され、第15条に定められた手続きを踏む。

第18条

毎年2月1日までに、総同盟事務局にたいして、組合員証紙の請求をなさない組織は、連盟もしくは連合体を問わず、通知状にたいして回答をなさず、かつ総同盟全国委員会による決定がなされた後、脱退したものとみなされる。

第34条

本規約第4条に規定された諸条件を満たす組織だけが、<FO総同盟標章>と通称される特別の記章を使用する権利を持つ。

第35条

総同盟の正規の機関と対立して運営されている団体に加盟する組織は、労働総同盟<FO>から排除される。

第36条

本規約に定めのない場合にはすべて、除名は、大会によってしか宣告されえない。ただし、重大な状況においては、総同盟全国委員会は、次期の大会が確定的に裁定するまで、対象となる組織の機能停止を宣告することができる。脱退組織あるいは除名された組織によって支払われた組合費は、総同盟の所有に属する。

④ CFTC

加盟・除名

第7条

同盟への加盟を希望する団体は、書記局に宛て、以下の書類を添付した書面による請求をしなければならない。

- a) 規約を 2 部
- b) 運営評議会の構成
- c) 全体の実員数の状況および組織ごとの実員数の分布
- d) 所属する組織の明示（必要があれば）
- e) 当該団体が、同盟の規約および内部運営規則を了知しており、かつ規約および内部運営規則にしたがって、その活動を行うことの誓約

加盟は、同盟評議会によって、暫定的に判断され、同盟大会によって、承認され確定する。

第8条

加盟団体は、その所属する県連合をつうじて、あるいは労働組合については連盟をつうじて、その規約に加えるすべての修正について、同盟評議会の同意を得なければならず、そしてその運営機関における異動を通知しなければならない。

組織間の地理的あるいは職業的管轄の重複、もしくは組織間あるいは活動家間の権限の問題は、本規約第23条に定められた仲裁手続きにしたがって、終審として解決される。

加盟団体は、毎年末に、組合費納入人員数を通知しなければならない。同盟評議会は、その人員数の正確度を検証する権限を有する。

第9条

除名は、同盟組合費の不払いを理由とするか、あるいは規約の不順守に由来する他の原因を理由とするが、同盟大会によって宣告される。

第10条

脱退組織、停止あるいは除名された組織によって払い込まれた金銭は、同盟の所有に属し、当該組織は、同盟の資産を構成する財産にたいするいっさいの権利を失う。

第11条

加盟および除名の確定は、同盟大会の決定の後でなければ、中間機関（県連合・連盟）によっては宣告されえない。

大会前には、同盟評議会が、暫定的な決定を下す。

中間機関は、加盟させた各労働組合について、第7条に規定された書類を、その見解を添えて、同盟評議会に送付しなければならない。

いかなる労働組合も、全国委員会の提案にもとづき同盟大会によって定められる最低組合費を予め措置しなければ、加盟を認められることも、引き続き加盟していることもできない。

⑤ CGC

第66条

同盟の加盟組織たる資格は、脱退、あるいは除名によって、消滅する。

加盟組織の脱退は、その組織の総会によって、出席あるいは代理構成員の三分の二以上の多数により、承認されなければならない。

加盟組織の規約は、かかる原則と合致していなければならない。

加盟組織の除名あるいは構成組織の解散は、審査委員会の見解の後、同盟委員会の理由を附した要請にもとづき開催される臨時総会によって、出席あるいは代理構成員の三分の二以上の多数により、承認されなければならない。

この手続きの各段階において、関係組織は、正当に代表されたその指導者の発言によって、意見を聴取される可能性を有しなければならない。

重大な場合には、執行委員会は、出席あるいは代理構成員の三分の二以上の多数によって、第25条の適用によりもっとも短い期間に招集させることを決定する次期の臨時総会まで、加盟組織の停止措置を宣告することができる。

停止措置の場合には、加盟組織は、その規約上の義務のいかなるものも免除されることはないが、同盟の諸機関、構成組織および連合体において、加盟組織に付与されている代表権をもはや保持しない。

第67条

審査委員会および会計監査委員会の委員の任期期間中については、それら委員の所属

する労働組合は、同盟委員会の一致した見解の後でなければ、そのものの除名を宣告することはできない。

⑥ FEN

（内規）第1条

全国教員組合に加盟する全国組合のそれぞれの組織対象範囲に関する職種名簿は、規約第3条に定められた特別の内部運営規則（「FEN全国組合組織対象範囲」に関する特別内部運営規則）において、作成され、改訂される。

（内規）第20条

連盟全国評議会は、その内部に、規約第12条に定められた研究委員会を設置する。

組織委員会および紛争委員会が、連盟全国評議会によってその内部で指名される25名の委員から構成される。連盟全国評議会に代表を送っている理論諸潮流がそれぞれ、1議席を保有し、残りは、最大平均方式によって、比例配分される。

組織委員会は、新しい労働組合の加盟、各労働組合の組織対象範囲の変更、および内部運営規則の変更についてその見解を示すことが求められる。同委員会は、連盟全国事務局が付託することを決定する、内部運営に関する他のすべての問題について諮詢されることがある。

紛争委員会は、連盟全国事務局からの付託にもとづき、特に県支部の内部運営、連盟加盟組織の運営、組織対象範囲に関するすべての紛争についてその見解を示すことが求められる。同委員会は、全国組合の内部運営に属する問題については権限を有しない。

（内規）第48条

遅くとも10月1日までに、以下のことを行った労働組合はすべて、FENへの加盟を継続させているものとみなされる。

- 連盟組合費を決済する
- 組合費納入済みの実員の県毎の分布状況を通知する
- 組合費納入済みの実員に対応する組合員名簿を作成する

（特別内規）第1条

連盟規約第3条の適用により、全国組合の名簿およびその組織対象範囲は、以下のように定められる。

(SNAEN以下46組織名およびその組織対象範囲——省略)

補 注

- (1) 以上のように定められる組織対象範囲は、すべての場合において、就業中あるいは退職した職員を含む。
- (2) 助手については、現状では、柔軟に考える必要がある。したがって、たとえば、助手主任の加盟は、年度の最初の配置部門を組織対象とする全国組合においてなされることが望ましい。

(特別内規) 第 2 条

本内部運営規則第 1 条の変更はすべて、連盟全国評議会によって決定され、大会の承認を受ける。

- a) 新しい全国組合の加盟の場合には、連盟全国評議会の肯定見解が示されれば、その全国組合は、直近の連盟大会の承認を得ることを条件に、受け入れられることができる。
- b) 組織対象範囲の変更を伴う全国組合の決定はすべて、連盟全国評議会の審議にふされ、直近の連盟大会の承認の後でなければ効力を持たない。

(特別内規) 第 3 条

全国組合は、連盟全国執行委員会の要求により、年に少なくとも 1 度、7 月 1 日までに、各所属組合員の職種および等級の記載を含む組合員名簿を提出しなければならない。その名簿にもとづき、連盟大会における投票権数が、算出される。

連盟執行委員会あるいは権利を侵害されたと考えた全国組合の要求により、投票権審査委員会が、正規でないと判定された組合員数に対応する投票権の無効を、連盟全国評議会に、あるいは必要に応じて大会に、提案する。